

次の書類の送達に当たり、送達することが困難なため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び旭川市税条例（昭和 4 3 年旭川市条例第 2 0 号）第 7 条の規定により公示送達する。
なお、送達すべき書類は本市において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 6 日

旭川市長 今 津 寛 介

- 1 書類通知年月日及び帳票整理番号
別紙のとおり
- 2 書類の交付場所
旭川市行財政改革部（問合せ先 税制課）
- 3 送達を受けるべき者
別紙のとおり

公示送達リスト

通知年月日	帳票整理番号	氏名
令和8年7月2日	81038	大野 友義
令和8年7月23日	89518 (89525を含む)	大野 友義
令和8年7月23日	93295	大野 友義